



元文科高第44号
令和元年5月17日

各 国 立 大 学 法 人 の 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 理 事 長
各 学 校 法 人 理 事 長
放 送 大 学 学 園 理 事 長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
各 都 道 府 県 知 事
大学、高等専門学校及び専修学校を設置する
地方独立行政法人を設立する各地方公共団体の長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 労 働 基 準 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各 地 方 公 共 団 体 の 長
独立行政法人日本学生支援機構理事長
日本私立学校振興・共済事業団理事長

殿

文部科学省総合教育政策局長

清水 明

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

永山 賀久

(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

伯井 美德

(印影印刷)

大学等における修学の支援に関する法律の公布について（通知）

このたび、第198回国会において、「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）」（以下「法律」という。）が成立し、令和元年5月17日に公布され、消費税率引上げの日（令和元年10月1日）の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日（令和2年4月1日を予定）から施行されることとなりました。

本法律は、低所得者世帯の学生等であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その修学に係る経済的負担の軽減を図ることにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の学生等に対して、授業料及び入学金（以下「授業料等」という。）の減免と給付型奨学金の支給をあわせて措置することとしており、一定の要件の確認を受けた大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程に入学・在学している学生等が支援対象となります。本法律の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知ください。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の関係学校に、各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の関係学校及びその設置者並びに域内の市区町村教育委員会に、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の関係学校に、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所管する関係学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は本法律の内容及び留意事項を周知するものですが、今後、今回の法律の制定に伴う関係政省令の制定を行うとともに、制度実施に伴う事務の処理のための指針・手引き等の策定を行うこととしていますので、これらを踏まえて、適切な事務処理をお願いします。本法律は関連資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

第1 法律の概要

（1）目的

この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とすることとしたこと。（第1条関係）

（2）定義

① この法律において「大学等」とは、大学（学部を置くことなく大学院を

置く大学を除く。以下同じ。)、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいうこととしたこと。(第2条第1項関係)

- ② この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科(大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。)並びに高等専門学校の学科(第4学年及び第5学年に限る。)及び専攻科(大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいうこととしたこと。(第2条第2項関係)

(3) 大学等における修学の支援

① 大学等における修学の支援

大学等における修学の支援は、文部科学大臣等の確認を受けた大学等(以下「確認大学等」という。)に在学する学生等のうち、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とすることとしたこと。(第3条関係)

② 学資支給

学資支給は、学資支給金の支給とし、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)の定めるところによることとしたこと。(第4条及び第5条関係)

③ 授業料等減免

(ア) 授業料等減免

授業料等減免は、この法律の規定による授業料等の減免とすることとしたこと。(第6条関係)

(イ) 大学等の確認

大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、文部科学大臣等に対し、当該大学等の教育の実施体制に関し、当該大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合すること等の要件(以下「確認要件」という。)を満たしていることについて確認を求めることができることとしたこと。(第7条関係)

(ウ) 確認大学等の設置者による授業料等の減免

確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする事としたこと。(第8条関係)

(エ) 減免費用の支弁等

大学等に係る授業料等減免に要する費用(以下「減免費用」という。)は、国又は地方公共団体が支弁することとし、都道府県が支弁する減免費用の一部を国が負担することとしたこと。(第10条及び第11条)

関係)

(オ) 認定の取消し等

確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた等と認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る認定を取り消すことができ、取り消したときは、その旨を文部科学大臣等に届け出なければならないこととしたこと。

また、当該確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、当該届出があった場合において、当該認定を取り消された学生等に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該確認大学等の設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができることとしたこと。(第12条関係)

(カ) 確認の取消し等

文部科学大臣等は、確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき等の場合においては、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができることとしたこと。(第15条第1項関係)

また、確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用することとしたこと。ただし、確認大学等の設置者が不正の手段により確認を受けていたとき又は減免費用の支弁に関し、確認大学等の設置者による不正があったときに該当して確認が取り消された場合等における当該大学等に係る減免費用については、(エ)は適用しないこととしたこと。(第16条関係)

(キ) 日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁

国は、日本私立学校振興・共済事業団法の定めるところにより、(エ)による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校(いずれも私立学校であるものに限る。)に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができるものとしたこと。(第17条関係)

(4) 施行期日等

① 施行期日

この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から施行することとしたこと。ただし、次の②等は、公布の日から施行することとしたこと。(附則第1条関係)

② 施行前の準備

この法律を施行するために必要な確認の手續その他の行為は、この法律

の施行前においても行うことができることとしたこと。（附則第2条関係）

③ 検討

政府は、この法律の施行後4年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うこととしたこと。（附則第3条関係）

④ 政府の補助等に係る費用の財源

学資支給に要する費用として政府が独立行政法人日本学生支援機構に補助する費用及び国が支弁又は負担する減免費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保することとしたこと。（附則第4条関係）

⑤ その他

独立行政法人日本学生支援機構法等について、所要の規定の整備を行ったこと。（附則第5条から第14条まで関係）

第2 留意事項

（1）本制度の周知

地方公共団体、高等学校等及び本制度の対象となる大学等の設置者は、その円滑な実施を図るため、文部科学省及び独立行政法人日本学生支援機構が配布する広報資料等を適宜活用し、本来、対象となる者が制度の不知により支援の対象から漏れるようなことがないように、十分な周知を行うこと。

特に、地方公共団体においては、社会的養護の必要な子供に十分な情報が行き届くよう、教育部局と福祉部局とが連携して制度の確実な周知を図ること。

（2）制度実施に伴う事務処理

地方公共団体、高等学校等及び本制度の対象となる大学等の設置者においては、確認要件の確認や対象学生等の認定等に関する事務について国及び独立行政法人日本学生支援機構が示す指針・手引き等を踏まえ、適切に処理すること。

（3）大学等における授業料等

- ① 大学等における授業料等について、質の向上を伴わない値上げなど、低所得者世帯の学生等の教育費負担の軽減を図るといふ本法律の趣旨に反するような合理的な理由のない値上げを行うことは適切ではないこと。授業料等を値上げせざるを得ない場合であっても、合理的な範囲での値上げであることについての説明責任を尽くすとともに、本法律の対象となる低所得者世帯の学生等の負担について配慮に努めること。

- ② 大学等の設置者においては、入学料等初年度納付金や授業料などの納付が困難な学生等に対しては、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いを図り、入学時に生じる費用の支出が困難な学生等に対しては、独立行政法人日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金の活用について周知を図るなど、きめ細やかな配慮を行うこと。

(4) その他

- ① 本制度は、地方公共団体及び大学等の設置者が独自に行う学生等への経済的負担の軽減に係る事業の実施を妨げるものではないことに留意すること。
- ② 大学等の設置者においては、本制度が、学生等が社会で自立し、活躍することを目指した低所得者世帯の学生等に対する修学の支援であることを踏まえ、きめ細やかな学修支援を行うなどにより、対象となる学生等が本制度の適用を受けて修学することができるよう努めること。

【参考】

○文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

(トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 高等教育段階の教育費負担軽減) を参照

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局

高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

電話：03-5253-4111（内線3411）